

知って安心 駐在員のための
Tax
日本の税務 社会保険

くみらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社
税理士法人みらいコンサルティング
社会保険労務士法人みらいコンサルティング
M C 国際公認会計士共同事務所
霞が関司法書士事務所

〒100-6004

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階

TEL : 81-3-3519-3970 (代)

FAX : 81-3-3519-3971

URL : <http://www.miraic.jp/>

第53回 非居住者が国内で事業を行う場合の課税関係

蒼井さん：みらい先生、こんにちは。再来年には夫の海外勤務が終わり、日本に帰国することが決定しました。

みらい：それは良かったですね。海外には何年在住していましたか。

蒼井さん：早いものでかれこれ6年になりますね。夫婦で日本を離れ、いろいろありましたが良い経験を積むことができました。その経験を生かし帰国後は個人事業としての独立開業も視野に入れています。そこで、準備段階としてこの2年間は海外で生活しながら日本での事業をスタートさせたいと思うのですが、この場合の課税関係について教えていただけますか。

みらい：将来を見据えての起業とは素晴らしいですね。蒼井さんは6年間海外で暮らしてこられたので、非居住者に該当します。非居住者が日本国内で事業を行う場合には、日本国内に事務所等があるかどうかのポイントとなります。蒼井さんは事務所等を置く予定ですか。それともインターネット上でのサービスの提供をお考えですか。

蒼井さん：現段階ではインターネット上での取引は考えておらず、両親が暮らしている実家を事務所として、事業を考えています。

みらい：そうですね。個人が事務所を設けて事業を行うのであれば、日本で所得税が課税されることとなります。ちなみに、事務所を設けなければ日本では所得税が課税されないこととなります。

蒼井さん：へえ。事務所の有無で取り扱いが変わってくるんですね。

みらい：事務所の有無を要件として課税するこ

とについては、同じような事業を行う居住者との課税の公平を図ることが根拠といわれています。

蒼井さん：確かに同じ事務所を設けて事業を行っているにもかかわらず非居住者に対して課税されないのは不公平ですよね。ところで、先ほどみらい先生からお話があった「インターネット上で取引を行う場合」についてですが、この場合には所得税は課税されないということですか。

みらい：はい。非居住者がインターネットを使って日本でサービスの提供を行い、対価の支払いを受ければ所得は発生しますが、事務所等の設置がないので日本では所得税は課税されず、現在の居住地国で課税されます。なお、日本での事務所の有無にかかわらず、所得の種類によっては源泉徴収が行われます。事業所得であれば源泉徴収は行われないのですが、注意してください。

蒼井さん：源泉徴収されるような事業は行う予定ではないので、その心配はなさそうです。所得税については大体分かりました。そのほかにどんな税金が発生しますか。

みらい：所得税のほかに個人住民税と事業税がありますよ。個人住民税には所得割と均等割があり、非居住者の事業に対して所得割は課税されないのですが、事務所があれば均等割だけは課税されます。また、同じように事務所があれば個人事業税も課税されることとなります。

蒼井さん：なるほど。日本での申告は面倒ですし、わずか2年間なのでネット上での事業も考えてみることにします。ありがとうございました。